

山下教授意見



秘密指定解除

公文書監理室

平和条約第四条の解釈
I 表明案に対する

Comment

山下 康雄

この意見書は、「表明案」 Draft Statement of U. S. Position on Interpretation of Article 4 of the Japanese Peace Treaty with respect to Korean-Japanese Claims Settlement

第四条に対する解釈意見を批判し、(1)表明案にあらわれた平和条約日韓交渉の base de discussion とした場合、両国間の請求権の処理に關し、いかなる点に注意をしなければならぬか、について私見を述べようとするものである。

日韓間の財産請求権問題については、拙稿「在韓日本資産に対する請求権」国際法外交雑誌第五一卷第五号（一九五二年十月号）を参照。本稿付録論文 Title claim to Japanese property in Korea は、この論文を修正、補足したうえ英訳したもので、本稿では「付録論文」として引用する。

第一 分析

Draft Statement

は、大きくわけると、二つの部分から成り立つ

てゐる。第一の部分は一九五二年四月二十九日の Department of State の Note の再録であつて（第一節）第二の部分は、前記の Note が採用した条約解釈論の説明である。Note は、(1) 平和条約第四条 b 項及び America 軍政令によつて、在韓財産に対する日本国及び日本国民のすべての right, title and interest は divest され、日本国は、かような財産については、valid claim を主張することはできないとした（前段）。同時に、(2) 日本国が平和条約第四条 b 項により有効であると認められた America 軍政令による日本財産の処理は、平和条約第四条 a 項が予定している特別取極を考慮するにあつて、relevant であるとした（後段）。Draft Statement の第二節以下は、前記 Note の見解を、さらに詳しく説明している。すなわち、第二節は Note の前段を、第三節及び第四節は Note の後段を説明している。

けつきよく、Note 及び Draft Statement は、これを全体としてみれば、(1) 平和条約第四条の純然たる法律的解釈を述べた部分と、(2) 平和条約第四条 b 項によつて日本側の財産請求権が放棄された事實は、韓国の財産請求権を処理するにあつて考慮せらるべきものであるという、Drafters の意向を述べた部分とから成り立っているわけである。

「そこでまず Note と Draft Statement とが述べている条約解釈について考えてみよう。結論を先にいえば、十分な法理論が展開されていないといふことができる。

(一) Note 前段において、在韓財産に対するすべての right, title and interest が divest されたとしているが、かような語は平和条約第一四条では用いられているが、第四條b項では用いられていない。(付録論文第二部 First Argument 参照)。かような語を第四條b項で使用するについてなんらの支障もなかつたはずである。韓国が条約調印国でなかつたことを理由とする余地はない。現に、中国は条約調印国でなかつたけれども第二一條にもとづいて、第一四条の利益をうける権利を有する。(第一四条では right, title and interest という語が用いられている)。したがって、right, title and interest が韓国によつて取得されることを明示することは不可能でなく、それをあえて行わず別の表現(「財産処理の効力の承認」という表現)を用いたことに問題がある(付録論文第二部

First and Second Arguments

参照)。

(I) Draft Statement において、在韓日本財産が韓国に vest され

transfer されたと述べている。(第二節)しかしこのことも

日本国及び日本国民がもつてゐる在韓財産に対する claim の

放棄にはならぬ。 Vesting や transfer measure が claim (title

claim と claim for compensation を含む)の消滅をもたらす

をすることは、英米における common law 及び war legislation の

常識である(付録論文第二部 Fourth Argument 参照)。 Vesting

decree (Vesting Title to Japanese Property within Korea, Ordinance No. 33 of

Dec. 3, 1945. 付録論文第一部参照)や transfer agreement (Initial

Financial and Property Settlement between U.S. and Korea of Sept. 11, 1948.

付録論文第一部参照)が財産管理 (control) を目的として

するにすぎぬことは Draft Statement 自らがおれを告白して

る(第二節)。なお、付録論文第二部 Fourth Argument 及び Sixth

Argument を参照。

(II) Draft Statement 日本財産が vest され transfer されたの

は the establishment of an independent state in Korea には、a

clean and absolute break of the ties to Japan が必要である

たためである」と説明している（第二節）。なるほどそのとおりである。しかし、それは、vesting decree や transfer agreement の立法の理由とはなり得ても、日本の claim が消滅したという解釈の理由とはなり得ない。Draft Statement の論旨に従えば、韓国による日本財産の取得は、「非日本化清算」に相当するということになる。Versailles 条約における「非ドイツ化清算」Liquidation für Entdeutschung は、新独立国（たとえば Poland）で行われた。それは新独立国におけるドイツの経済勢力を一掃するためのものであつた。（拙稿「講和条約と在外資産」講和条約の研究第二部昭和二六年四三頁参照）。しかしこの場合、ドイツ国民の claim は存続した。すなわちドイツ国民は清算代金に対し清算損害に対し、新独立国に claim をもつていた（Versailles 条約第二九七条チ号。付録論文第三部参照）。

(四) Draft Statement は、Juridical point of view からの又は、vesting title と question of compensation とを区別することは可能であるとしておきながら、日本による Compensation の請求は、

vesting decrees, transfer agreement 及び Peace Treaty の文言、
論理、趣意と incompatible であるとしている。しかし、ど
ういふ点で incompatible であるかを明らかにしてゐない。私見
をもつてすれば、日本の Title claim や claim for compensation
を否認する解釈こそ vesting decree, transfer agreement 及び
Peace Treaty の文言、論理及び趣旨と incompatible である
といわなければならぬ。 vesting decree の文言、論理及び
趣旨については付録論文第二部 Fourth Argument を、transfer
agreement の文言、論理及び趣旨については付録論文 Sixth
Argument を、また、 Peace Treaty の文言、論理及び趣旨につ
いては付録論文第二部 First Argument, Second Argument, Fifth Argument
及び Seventh Argument を参照)。
なお、わが方は、いままで、在韓日本資産に対する claim
は平和条約第四条b項によつて消滅してゐないといつてゐる
だけで、 claim for compensation を主張し、現実に compensation
を要求してゐるわけではない。いわゆる title claim がある
からといつて、在韓日本資産の return を要求したわけではな
い。この点、 Draft Statement は誤解のうえにかかれてゐる

と思われ、る節があるようである。

これを要するに、Note 及び Draft Statement に展開された条約
解釈論は、きわめて不完全であつて、わが方の解釈論を完全
にくつがえすには不十分であるといわなければならぬ。

ニ 条約解釈はともかくとして、Note 及び Draft Statement が、韓国側の請求権が、放棄された日本側の請求権の程度に於いて、*extinguish* *satisfy* されている点に注目すべきことである。

(一) まず Note では、日本資産の処理が平和条約第四条b項にもとづいて日本によつて承認されたことは、平和条約第四条a項で予定されている取極を考慮するにあつて *relevant* であるとしている。この用語は、かならずしも明快ではないが、日本資産処理の効力の承認が韓国請求権の処理と無関係であることを示している。

(二) Draft Statement は前記のことをさらに明確にしている。「かかる請求権（韓国側の請求権）は、在韓日本財産の *vesting* により、ある程度すでに満足 *met* されたことは明かであるが、*、、*」と *SS*（第三節）、また「*、、*、日韓両国間の特別取極は、在韓日本資産を韓国政府が引取つたこと（*take-over*）により、対日韓国請求権が消滅され、又は満足させられた限度を決定することとならう」とも述べている。（第三節）

(三) 従つて両国請求権の相殺は *Drafters* の意思であつたといふこと

がでざる。それにもかかわらず、平和条約のなかで、そのことを明示できなかつたのは何故であろうか。それは「平和条約中に解決案を規定するため、十分を事実も、また適用される法理論の十分を分析も持ち合わせていないと判断した」からである。この場合、「十分を事実」 sufficient facts を持ち合せていないといふことは、韓国側の請求権の全ほうがわからなかつたといふことであり、「適用される法理論の十分を分析」 sufficient analysis of applicable legal theories を持ち合せていないといつてゐるのは、日本と連合国との間の条約によつて、調印国でない韓国の権利を相殺その他の方法で、処理することができなといと考へたためであらう。かやうをわけで、「日本の他の旧領土の場合と同様、彼等 (drafters) はこれらの問題 (日本側の請求権と韓国側の請求権の問題) を全面的に關係国間の取極に委ね」、「第四条で言及された特別取極において、關係当事国は、在韓日本財産が既に vest されたといふ事実を考慮に入れるであらう」と期待したのであつた。

(四) 従つてまた Draft Statement は、一九五二年四月二十九日付 Note で、きわめてあいまいな語句 (relevant) を用いた理由を説明して、「在韓日本財産の処理が、どの程度に、両当事国により、考慮せらるべきであるかについて意見を述べることは適当とは思われぬ」といい、「特別取極は、関係両国政府間の問題であり、かくの如き決定 (在韓日本財産の処理が考慮せらるべき程度の決定) は、当事国自身か又は彼等 (の合意) により委任された当局者 (arbitrator, court of arbitration, PCIA, ICG 等々) が当事国が提出することあるべき事実及び適用されるべき法理論を十分に検討した上で、始めてなされるべきものである」(カッコ内は筆者による補足) としたのである (第四節)。

以上によつて、Draft Statement にあらわれた Drafters の意向と期待が明らかになつた。その思考の方式は決して誤りでない。しかし、Drafters の意思と期待が果して十分に平和条約の文言に表明されていたかについて大いに疑問がある。Drafters の意思と期待が果して前記の如くであるならば、在韓資産に対する日本

側の請求権が消滅したことを明示し、この事実が日韓間の特別取極で考慮されることを期待する旨を、何故に卒直に平和条約のなかにうたわなかつたのであろうか。たしかに、対日平和条約は、全体として簡單な条文で終始しており一部の条文を余り具体的に書くことは、記述の *Balance* を失することになるかも知れない。しかしそれだからといって *Drafters* の意思と期待を後から補足せねばならぬようなことでは、賢明な立法といふことはできない。しかも、日本側の請求権の消滅を明示し、この事実が特別取極で考慮されることを期待する旨を条文化することはさほど困難なことでもなければ、さほど長文の条項を要することでもない。

第二 結論

Draft Statement の内容に対する分析と批判は前述の如くである

が、この Draft Statement を何らかの形で、日韓交渉の了解

事項とし、又は討議の基礎とすることは、適当であるうか。筆者

の答えは肯定的である。

(一)なるほど Draft Statement は、条約解釈論としてみれば、不

完全である。また、立法技術的にみても、問題がある。しかし、

Draft Statement は両国請求権の相殺 (Compensation) を

認めている。少くとも、これを期待している。日本側の請求権

が韓国側の請求権を上まわる場合、日本側がその差額を請求で

きることを認めているとは受けとれないけれども、かような場

合に、韓国側の請求権が相殺によつて消滅することを期待して

いると認めてよい。請求権に関し「当事国が提出することある

べき事実及び適用さるべき法理論」(Draft Statement 第四節)

のいかんによつては、すなわち、わが方の努力によつては、韓

国側の請求権は事実上消滅し去るであるう。そうなれば事実上

請求権の相互放棄と同じ結果になる。

(二) Draft Statement

は、間接的ではあるけれども、「主権の変動があつても *droit acquis* は尊重されなければならぬ」という

State succession

に關する国際法の原則を承認している。それ

は、請求権の相殺を期待していることから想定できる。このことは韓国側の超法律的、政治的を議論と比較すれば、ひじょうにわが方に有利である。韓国側は在韓日本財産は略奪、擄取の結果であつて法律的保護の対象とならないよう議論の立て方をして来た。それにくらべるならば、*Draft Statement* は、

はるかに、*State succession*

の法理を冷静に認

めていて、いささかも感情的なところが無い。*Draft Statement*

は韓国側の超法律的な立論の仕方を抑制するに役立つであろう。

(三)

もともと、わが方が、在韓日本財産に対する請求権に關し、法

理論を展開したのは、在韓日本財産に物をいわせようとしたこと

にある。在韓日本財産が実際に返還されたり補償されたりす

ることを期待していたわけではない。*Draft Statement* が期

待している相殺は、まさに、わが方の初めからのねらいであつた。それが実現されるのであれば、請求権の存否は問題となら

なくなるであろう。あとはただ、在韓日本資産をいかに評価するかというのと韓国側の請求のひとつひとつについて法理的にいか反ばくしてゆくかということについて、事実の調査と法理論の研究を進めることになるであろう。

以上三つの理由で、筆者は *Draft Statement* を日韓交渉の了解事項又は討議の基礎とすることに賛成するものであるが、これに伴い、注意すべき事項を、いくらか次に記してみたい。

(1) まず Draft Statement の性格について考えておく必要がある。

Draft Statement は、条約の一方の当事国による条約解釈を展

開したものである。従つて、いかなる形で Draft Statement を

日韓交渉に関係させるかによつてことなるけれども Draft

Statement そのものはわが方を拘束するものでない。それは

条約解釈理論における Travaux préparatoires ではない。

Travaux préparatoires が条約解釈に及ぼす効力については、

常設国際司法裁判所も余り積極的ではなかつた。すなわち、

条約の明文に疑がないとき Travaux préparatoires を考慮して

条約を解釈する必要はないとして来た。次に Draft Statement

は Drafters の意思を表明している。しかし、条約の明文に表

明されていない Drafters の意思は条約解釈上決定的ではない。

条約解釈において決定的なのは条約当事国の意思であつて

Drafters の意思ではない。しかも一方の当事国の意思ではな

くして当事国全体の意思である。そういうわけで Draft State-

ment はそれ自身として、わが方を法律上拘束するものでは

ない。従つて Draft Statement にいかなる役割をあたえるかは、

今後の問題であるが適宜利用するという方法をとることが望ましいと思われる。

(2)

Draft Statement

は、条約解釈論としては日本側の請求権の消滅を主張し、Drafting

の沿革のうえからは請求権の相殺を期待している。実際の日韓交渉の過程において、Draft Statement

と同様に、請求権の消滅を承認しながらも請求権の相殺を主張するか、それとも請求権の消滅に明白な承認をあたえない

で請求権の相殺を主張するかは、いろいろの問題を含む。

(a) 対外的には小笠原や沖縄の問題を念頭におかなければなら

ない。平和条約第四条b項では韓国だけが問題ではない。

小笠原や沖縄も問題になる。Draft Statement

のように第四条

条b項を解釈すれば、小笠原や沖縄における財産についても請求権を喪失したことになるがそれでよいか。この点は

実際にどうなっているか、研究する必要がある。

(b) 対内的には、在外財産の補償の問題がある。立案中の給付

金制度との関係はどうであるか。明示的な請求権の放棄を

行つた場合、朝鮮引揚者といろいろな複雑な問題はおこら

ないであろうか。十分に研究する必要がある。

従つて、できることならば請求権消滅の問題に関するかぎり明白な態度をとることを避け、請求権の相殺を *close up* させることが望ましい。それは、結局 *Draft Statement* を有利に利用するといふことである。

いずれにしても日韓交渉では第四条a項に基く最初の特
別取極ができ、それが重要な先例となる。従つて慎重でな
ければならない。特に韓国側の請求権は多岐にわたり、地
金銀に対する賠償、書籍、美術品、船舶、地図原版等の返
還、日銀券及び鮮銀券の賠償、日本人預金に対する請求社
債券、公債、各種借入金、各種銀行の本支店為替尻、恩給
俸給等々に対する請求—あるものは在韓日本資産の見返り
請求であり、あるものは *State succession* の法理に反し、あ
るものは朝鮮統治違法論に根拠し、あるものは財産権又は
請求権の所在地に関する一般法理に反し、あるものは債務
Nominalism の条理に反し、実に百鬼暗行の有様である。そ
れらの請求を封ずるには、国際法及び国際先例の調査研究
を必要とするが、大局的には請求権相殺の線を強く打出す
ことが重要である。